

仕様書

1 業務名称

令和8年度 西中島小学校及び木川南小学校校地活用検討支援等業務委託

2 業務の目的

大阪市（以下「本市」という。）では、大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）において学級数12～24を適正規模と規定し、適正規模を満たさない学校については学校再編整備計画を策定することとしている。これに基づき、令和4年12月の大阪市教育委員会会議において、西中島小学校及び木川南小学校（以下「両小学校」という。）を、令和10年4月に、隣接する木川小学校に統合することを内容とする「木川小学校・西中島小学校・木川南小学校 学校再編整備計画」が承認されたところである。

統合後の西中島小学校及び木川南小学校の校地（以下「本件校地」という。）については、「再編整備後の西中島小学校校地活用検討会議」及び「再編整備後の木川南小学校校地活用検討会議」（以下、総称して「校地活用検討会議」という。）において地域住民の意見を聴取しながら、淀川区役所において活用方策の検討・策定を進めていく方針である。

両小学校はこれまで、地域防災拠点機能及び地域コミュニティ機能を担ってきており、それぞれの地域内には両小学校以外の公共施設がほとんどない状況を踏まえると、統合後においても本件校地において引き続き地域防災拠点機能及び地域コミュニティ機能を維持していく必要がある。

一方、本件校地の活用にあたっては、用途地域を始め法令等の制限、校舎等既存建物の耐震性能や使用可能状況、事業用定期借地権設定や定期建物賃貸借といった活用手法の選択、さらには新大阪駅周辺地域における将来のまちづくりの検討状況などの前提条件を踏まえ、民間事業者の参画意向や参画条件を整理したうえで検討を進める必要がある。

以上のことから、次年度に予定している事業者公募実施にむけ、民間事業者の活用方策案を調査し、その調査結果と過年度に実施してきたマーケットリサーチや建物調査の結果等から公募条件の骨子を作成することを目的として、本業務を実施する。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、関係諸法令及び契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び本市職員の指示によるものとする。
- (3) この仕様書は、業務の基本的な内容を示すものであり、記載されていない事項であっても、本業務を履行するにあたり当然実施しなければならないこと及び本業務に必要なことについては、受注者の責任において実施すること。

5 業務内容

業務内容は次のとおりとする。本業務の実施にあたっては、本市担当職員と十分打合せを行い、主要な作業段階の区切りにおいて随時本市担当職員に報告を行うなど、本業務の円滑な遂行に努めるとともに、両小学校の教育活動に支障のないよう十分に配慮すること。

(1) 本件校地の現況整理

過年度のマーケットリサーチや建物調査の結果を参考としながら、西中島小学校及び木川南小学校校地における現況を整理する。

(2) マーケットサウンディング（市場調査）

現況調査を踏まえた上で、民間事業者を対象に以下の①～③を実施し、本市が提示する条件にかなう民間事業者の参画の可能性や公募条件を整理する。

① 公表資料作成

マーケットサウンディング調査実施にあたり、実施要領など公表資料(案)の作成を行う。

② マーケットサウンディング（市場調査）実施

民間事業者を対象にマーケットサウンディング（市場調査）を実施する。

③ 結果とりまとめ

上記を踏まえ、民間事業者の参画の可能性や参画の条件等調査結果のとりまとめをし、調査結果資料（案）の作成を行う。

(3) 公募条件骨子の作成

本事業の特性を把握した上で、民間事業者の参画の可能性や参画の条件等調査結果を踏まえて、事業用定期借地権設定や定期建物賃貸借等を活用した公募条件を整理のうえ、公募条件骨子を作成する。

(4) 校地活用検討会議の運営支援

西中島小学校及び木川南小学校校地活用検討会議の運営支援を、最大各2回実施する。

6 本件校地の概要等

(1) 西中島小学校

○ 敷地概要

- ・所在地 大阪市淀川区西中島7丁目14番25号（住居表示）
- ・通学区域 西中島1丁目～7丁目
- ・校区人口 7,538人（令和2年国勢調査）
- ・敷地面積 9,429.16㎡（実測）
- ・用途地域 商業地域
- ・容積率 400%
- ・建ぺい率 80%
- ・防火・準防火地域 準防火地域
- ・接面道路の状況 南側：市道（現況幅員約16m）
西側：市道（現況幅員約16m）
北側：市道（現況幅員約4m）

○既存建物概要

・屋内運動場	階数：4	延床面積：894 m ²
・機械室	階数：3	延床面積：280 m ²
・給食室	階数：1	延床面積：147 m ²
・校舎	階数：3	延床面積：528 m ²
・校舎	階数：4	延床面積：717 m ²
・校舎	階数：4	延床面積：1,469 m ²
・校舎	階数：3	延床面積：633 m ²

この他、倉庫等がある。

上記のほか、必要な情報等については、契約締結後に情報提供する。

○利用状況

西中島小学校として学校教育の用に供するほか、淀川区役所が行う生涯学習ルーム事業、小学校区教育協議会-はぐくみネット-事業、学校体育施設開放事業を実施しており、これらは令和10年4月に木川小学校に統合予定である。

また、災害時避難所や災害対策物品の保管などの防災拠点、地域コミュニティの拠点、選挙時の投票所として利用しており、これらの機能は引き続き維持していく必要がある。

○防災拠点機能

西中島小学校は、現状で次のような防災拠点機能を担っている。

・災害時避難所	指定あり	受入可能人数	940人
・一時避難場所	指定あり	避難可能人数	3,200人
・津波避難ビル	指定あり	避難可能人数	784人
・備蓄物資	想定浸水深（3.0m～5.0m未満）を考慮して保管		
・防災行政無線	屋外スピーカーの設置あり		
・インフラ	災害時に使用できる電源（照明・充電等）や水道施設を確保		
・地域防災	住民向け避難訓練の定期的な実施、災害時における協力		

○位置図



※地域情報の詳細は、「マップナビおおさか」により確認すること。

《URL》 <https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>

(2) 木川南小学校

○敷地概要

- ・所在地 大阪市淀川区木川東1丁目2番36号（住居表示）
- ・通学区域 木川東1丁目（全域）、木川東2丁目（2番、11～13番、20～21番）
木川西1丁目（全域）、木川西2丁目（1～9番）
- ・校区人口 4,713人（令和2年国勢調査）
- ・敷地面積 5,876.24 m²（実測）
- ・用途地域 第2種中高層住居専用地域
- ・容積率 300%
- ・建ぺい率 60%
- ・防火・準防火地域 準防火地域
- ・接面道路の状況 北側：市道（現況幅員約8m）
東側：市道（現況幅員約8m、南向き一方通行）
南側：市道（現況幅員約2.4～4m）
西側：市道（現況幅員約3.3m）
※敷地の南西側は道路に接していない

○既存建物概要

- ・校舎 階数：3 延床面積：896 m²
- ・校舎 階数：3 延床面積：811 m²
- ・校舎 階数：3 延床面積：857 m²
- ・屋内運動場 階数：3 延床面積：761 m²

この他、倉庫等がある。

上記のほか、必要な情報等については、契約締結後に情報提供する。

○利用状況

木川南小学校として学校教育の用に供するほか、淀川区役所が行う生涯学習ルーム事業、小学校区教育協議会-はぐくみネット-事業、学校体育施設開放事業を実施しており、これらは令和10年4月に木川小学校に統合予定である。

また、災害時避難所や災害対策物品の保管などの防災拠点、地域コミュニティの拠点、選挙時の投票所として利用しており、これらの機能は引き続き維持していく必要がある。

○防災拠点機能

木川南小学校は、現状で次のような防災拠点機能を担っている。

- ・災害時避難所 指定あり 受入可能人数 639人
- ・一時避難場所 指定あり 避難可能人数 4,450人
- ・津波避難ビル 指定あり 避難可能人数 768人
- ・備蓄物資 想定浸水深（5.0m～10.0m未満）を考慮して保管

- ・インフラ 災害時に使用できる電源（照明・充電等）や水道施設を確保
- ・地域防災 住民向け避難訓練の定期的な実施、災害時における協力

○位置図



※地域情報の詳細は、「マップナビおおさか」により確認すること。

《URL》 <https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal>

7 令和5年度マーケットリサーチにかかる調査内容及びヒアリング結果概要

(1) 調査内容

○ 調査対象

- ・ 事業経験企業（官民連携経験企業・市内開発実績企業・インフラ関連企業・介護施設等運営企業）
- ・ 学校法人（大阪府内の専修学校・各種学校）
- ・ 全国企業（公共R不動産（公共空間と民間企業のマッチングサイト）の会員登録企業）

○ 調査数

- ・ 官民連携経験企業 20社にアンケートを実施し、アンケート回答機関 14社にヒアリング。
- ・ 学校法人 165法人に簡易アンケートを実施し、アンケート回答機関 3法人に追加アンケート・ヒアリング。
- ・ 全国企業（公共R不動産（公共空間と民間企業のマッチングサイト）の会員登録企業）約 2400社に簡易アンケートを実施し、アンケート回答機関 2社に対してヒアリング。

(2) ヒアリング結果概要

① 西中島小学校

○ ヒアリング・アンケート結果



図1 活用手法

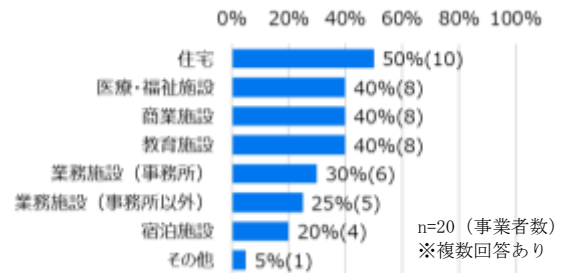


図2 導入機能

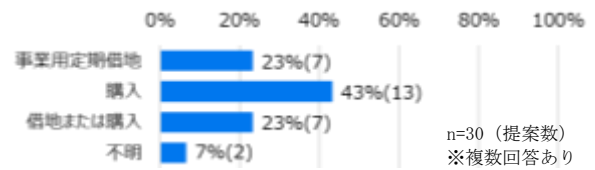


図3 事業手法

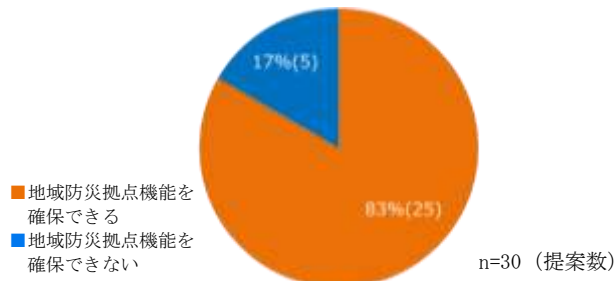


図4 地域防災拠点機能の確保の可能性

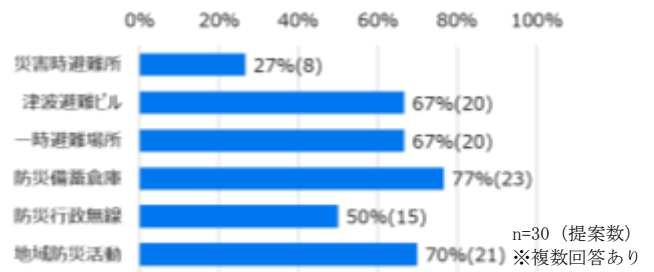


図5 確保の可能性のある地域防災拠点機能

○ ヒアリング・アンケート結果より

■ 興味・関心

- ・多くの事業者が交通利便性と都心部の希少なまとまりのある用地として興味・関心を持っている。
- ・本件校地への興味・関心は、将来的な新大阪駅周辺の開発動向によるという意見もあった。

■ 事業手法

- ・「住宅」を希望する事業者が多いことから、「更地」による購入を希望する意見が多い状況であった。
- ・一方で、「教育施設」を希望する事業者を中心に、「事業用定期借地」かつ「既存校舎を含めて活用」という意見もみられた。
- ・将来の新大阪駅周辺の開発動向が明らかでないこと等から現時点では事業手法を回答できないという意見もあった。

■ 導入機能

- ・「住宅」、「教育施設」、「医療・福祉施設」等のアイデアが得られた。
- ・「住宅」については、立地に対する需要や浸水対策の面から意見が分かれた。
- ・「医療・福祉施設」については、浸水による災害ハザードの面から意見が分かれた。

■ 地域防災拠点機能

- ・地域防災拠点機能の導入には一部協力できるという意見がみられたが、可搬式ポンプ・プ

ールについては民間事業における対応は難しいという意見が多かった。

- ・教育施設の場合、地域防災拠点としての機能・規模を比較的確保しやすいことがわかった。

■ 地域活動スペース

- ・地域活動スペースの確保には協力的な意見が多い。
- ・地域活動スペースとして確保可能な規模は事業による。必要な敷地は行政で所有を希望する意見あり。

② 木川南小学校

○ ヒアリング・アンケート結果

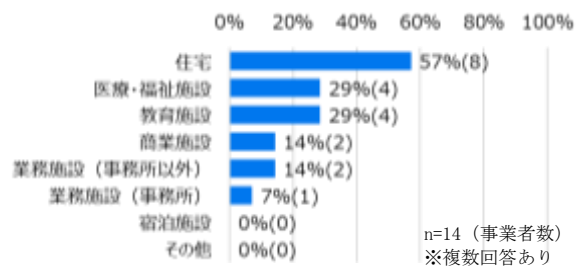
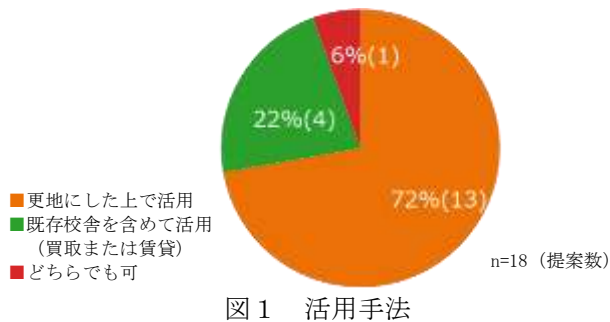


図1 活用手法

図2 導入機能

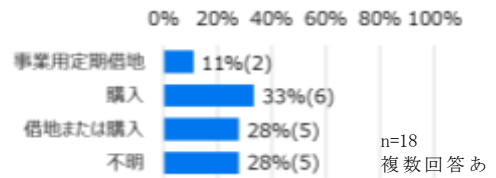


図3 事業手法

図4 地域防災拠点機能の確保の可能性

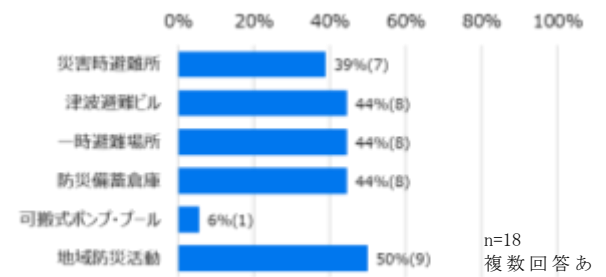


図5 確保の可能性のある地域防災拠点機能

○ ヒアリング・アンケート結果より

■ 興味・関心

- ・淀川に近いので、リバービューや自然を活かした取組みが考えられる。
- ・浸水での災害ハザードを懸念する意見がある一方、対策し開発を行う可能性についても意見があった。
- ・御堂筋沿線は人気エリアだが最寄り駅から離れる。新大阪駅周辺の計画による効果は現時点では不透明。

■ 事業手法

- ・「住宅」を導入機能として希望する事業者が多いことから、「更地」による購入を希望する意見が多かった。
- ・「教育施設」を導入機能として希望する事業者を中心に、「事業用定期借地」かつ「既存校

舎を含めて活用」したいという意見もみられた。

■ 導入機能

- ・「住宅」、「教育施設」、「医療・福祉施設」等のアイデアが得られた。
- ・「住宅」については、立地に対する需要や浸水対策の面から意見が分かれた。
- ・「医療・福祉施設」については、浸水による災害ハザードの面から意見が分かれた。

■ 地域防災拠点機能

- ・地域防災拠点機能の導入には一部協力できるという意見がみられたが、可搬式ポンプ・プールは民間事業における対応は難しいという意見が多かった。
- ・教育施設の場合、地域防災拠点としての機能・規模を比較的確保しやすいことがわかった。

■ 地域活動スペース

- ・地域活動スペースの確保には協力的な意見が多い。
- ・地域活動スペースとして確保可能な規模は事業による。必要な敷地は行政で所有を希望する意見あり。

8 提出書類

業務の着手時から完了時までの間に、それぞれ以下の書類を提出すること。

- (1) 業務の着手時に提出する書類
 - ・業務実施計画書（様式ア） 1部
 - ・業務工程表（様式自由） 1部
- (2) 業務実施中に提出する書類
 - ・業務打合せ書（様式イ） 1部（必要に応じて随時）
- (3) 業務完了時に提出する書類
 - ・業務完了報告書（様式ウ） 1部

9 成果品

成果品は次のとおりとし、履行期限までに発注者に提出すること。成果品及びその著作権その他一切の権利は本市に帰属するものとする。

- (1) 報告書 両小学校各2部
 - ・両小学校のそれぞれについて報告書を作成し、各2部提出すること。
 - ・規格はA4縦とすること。
- (2) 報告書概要 両小学校各4部
 - ・両小学校のそれぞれの報告について概要を作成し、各4部提出すること。
 - ・この報告書概要は「5 業務内容 (4)」の校地活用検討会議でも使用することにしており、上記部数には校地活用検討会議での使用分は含まない。
 - ・規格はA4縦とし、2枚以内（両面使用可）とすること。
- (3) その他、本業務によって得られた資料 一式
- (4) 上記(1)～(3)の電子データ(CD-R) 2枚

10 再委託について

- (1) 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1) 及び (2) に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 遵守・留意事項

- (1) 本業務では、民間事業者ヒアリングにおいて整備手法などのノウハウを聴取し、校地活用の公募条件骨子を作成することから、本市が本業務の成果等に基づき本件校地の開発事業等を実施する場合には、事業者公募に際しての公平性・公正性の確保の観点から、本業務の受注者は、上記開発事業の受注者となることができないものとする。
- (2) 本業務の実施にあたり知り得た個人情報や法人情報については、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また契約終了後においても適切に管理し、第三者への提供や本事業以外の目的に使用してはならない。また、受託者は、個人情報に関する事故が発生したときは、直ちに本市担当者にその旨を報告すること。
- (3) 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (4) 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

12 債務不履行に対する受注者の責任

- (1) 受注者は、業務について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- (2) 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。

13 その他

- (1) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問受付期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (2) 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法または不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課（連絡先：06-6308-9625）に報告しなければならない。
- (3) 別紙「特記仕様書」の規定を遵守すること。
- (4) 本業務の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、これらの帳簿及び関係書類については、本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

(様式ア)

令和 年 月 日

業務実施計画書

大阪市淀川区長

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

次のとおり業務を実施しますので届け出ます。

契 約 番 号	第 号
業 務 名 称	令和8年度 西中島小学校及び木川南小学校校地活用調査等業務委託
履 行 期 限	令和9年3月31日
業 務 工 程	業務工程表のとおり
業務責任者氏名	

※本市記入欄

課長	課長代理	係長	係員	係員	起案 ・
					決裁 ・

(様式イ)

監督職員	担当者

業務 責任者

業務打合せ書

令和 年 月 日

業務名称：令和8年度 西中島小学校及び木川南小学校校地活用調査等業務委託

<input type="checkbox"/> 発注者発議	<input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
<input type="checkbox"/> 受注者発議	<input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> その他（ ）
処理・回答	令和 年 月 日
<input type="checkbox"/> 発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します・ <input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します・ <input type="checkbox"/> その他

(様式ウ)

令和 年 月 日

業務完了報告書

大阪市淀川区長

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名

次のとおり業務が完了しましたので報告します。

契約番号	第 号
業務名称	令和8年度 西中島小学校及び木川南小学校校地活用調査等業務委託
履行期限	令和9年3月31日
業務内容	報告書のとおり